

みやぎ教育旅行バス等助成金（国内校向け）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、県外からの教育旅行の更なる誘致を促進するため、宮城ならではの「震災・防災・減災学習」が可能な沿岸部を中心に誘客を図りつつ、様々な体験学習が可能な内陸部の周遊を促すことを目的に、団体旅行を実施する県外の学校に対し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成金の交付対象）

第2 本助成金の交付対象者（以下「助成金交付対象者」という。）は、宮城県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「学校」という。）とする。

（助成内容及び助成金額）

第3 県は、助成金交付対象者が、以下に定める条件を全て満たす団体旅行を実施する場合に、その移動に係るバス等の料金の経費の一部に対して予算の範囲内で助成金を交付する。

- （1）助成金交付の対象となる旅行の実施期間は、申請年度の4月7日から翌年3月20日までの間に実施し終了するものとする。
- （2）助成金交付の対象となる旅行の申請期間は、申請年度の4月1日から翌年3月10日までとする。
- （3）宿泊を伴う団体旅行で、宮城県内に宿泊し、県内の有料観光施設（学習、体験、食事、30分程度の時間が確保されている買い物等を伴うものに限る。）を1か所以上及び宮城県教育旅行ガイドブック（web版を含む。）中の「震災・防災・減災学習」又は、SDGs探究学習特化型プログラム中の震災・防災・減災学習に該当すると、県が認めるものの中から1か所以上を訪問する旅行に限る。ただし、次のいずれかに該当する旅行は助成対象外とする。
 - ・学年全体を対象としていない合宿や旅行（複数のコースに別れて実施する修学旅行等を除く。）
 - ・クラブ活動や部活動、スポーツ少年団等によるスポーツ合宿や、遠征試合に伴う合宿
 - ・学校教員や保護者等を対象とした旅行
 - ・他のバス助成金制度の承認を受けた旅行（学校の所在地が富山県、岐阜県及び愛知県以西の地域の場合を除く。）
 - ・その他、知事が助成対象として適切でないと判断した旅行

2 本助成金の交付額は、以下のとおりとする。

- （1）宮城県をバス等の発地とし、宮城県内に事業所を有するバス等の事業者を利用した場合は車両1台当たり70,000円とし、交付上限額は700,000円（車両10台分）とする。ただし、車両1台当たりの借上料が70,000円に満たない場合は、実費支給とする。
- （2）上記以外のバス等の事業者を利用した場合、車両1台当たり50,000円とし、交付上限額は500,000円（車両10台分）とする。ただし、車両1台当たりの借上料が50,000円に満たない場合は、実費支給とする。

（助成対象）

第4 助成の対象は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づき一般貸切旅客自

動車運送事業の許可を受けたものが営む事業所のバス及び同条の規定に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者が営む事業所のタクシー等とする。

(交付申請)

第5 助成金交付対象者のうち本助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、原則として旅行出発日から起算して10日前までに宮城県経済商工観光部観光戦略課宛てに提出するものとする。

- (1) 旅行行程表及び企画書（旅行行程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面）
- (2) バス経費の見積書の写し（バス会社又は旅行会社が発行したもの）
- (3) 学校の概要が分かる資料（ホームページの写し、パンフレット等）
- (4) その他知事が必要と定める書類

2 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた交付申請については、前項に規定する方法により行われたものとみなす。

(交付決定)

第6 県は、助成金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定する。

(変更又は取下げの承認申請)

第7 申請者は、旅行内容を変更し又は申請を取り下げる場合は、速やかに変更又は取下承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた変更又は取下げの承認申請については、前項に規定する方法により行われたものとみなす。

(実績報告)

第8 申請者は、事業完了後、原則として、30日以内に事業実績報告書（様式第3号）及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により様式第3号に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実際に催行された旅行行程表
- (2) 貸切バス等利用証明書（様式第4号）
- (3) 宿泊証明書（様式第5号）

3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた実績報告については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

(助成金の交付)

第9 知事は、前条の実績報告が適当と認めたときは、補助金の額を確定して申請者に通知する。

2 補助金は、前項の通知後、交付するものとする。

3 前項の規定による助成金の交付は、事業実績報告書記載の口座（日本国内の口座に限る。）への振込により行うが、その際の振込手数料は申請者の負担（県の取引金融機関所定の振込手数料を差し引いた金額を送金）とする。

(助成金の経理等)

第 10 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を交付申請日から 5 年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 11 知事は、助成金の交付決定後に、申請又は報告の内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に助成金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第 12 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。ただし、交付決定を受けた者が、旅行内容の変更し、又は中止した場合は、この限りでない。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。